

第4章 生徒支援

第1節 校内駐車心得

- (1) バイク等は、指定置き場（給食室側）に駐車すること。
- (2) 運転手は、交通事故を起こさないよう細心の注意を払うとともに、駐車係の指導をよく守り、奥から順序よく駐車すること。
- (3) 校内駐車許可書のない者は駐車を禁ずる。許可書を持っている生徒でも指定曜日以外の駐車は厳禁とする。

第2節 喫煙の禁止

校内及び学校周辺は成年・未成年に関わらず全て禁煙とする。

第3節 生徒懲戒規程

第1条 この規定は、生徒の非行を予防し、または反省させるために、沖縄県立高等学校管理規則第44条をもとにして定める。

第2条 校長及び教員は、教育上必要があると認めた場合は、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第3条 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は校長がこれを行う。

第4条 退学は次の各号のいずれかに該当する者に対して行い、保証人（保護者）の出席を求め、校長から訓戒を与え退学の勧告をなし、応じないときは退学させる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第4節 部活動に関する規程

第1条 部活動の活動日及び活動時間

- (1) 学期中の活動日

登校日（週一回）に活動する。 ※週一回の活動の為、休養日は特に設けない

- (2) 活動時間

登校日：2時間程度

休業日等：3時間程度（ただし大会等ではその時間の限りでない）

できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

- (3) その他

定期考査1週間前及び考査期間中は原則部活動休止とする。ただし、大会期間中や大会等が近日に行われる場合は、校長の許可を得て活動できる。

第2条 顧問について

部顧問は、原則として全職員で担当し、指導を行う。